

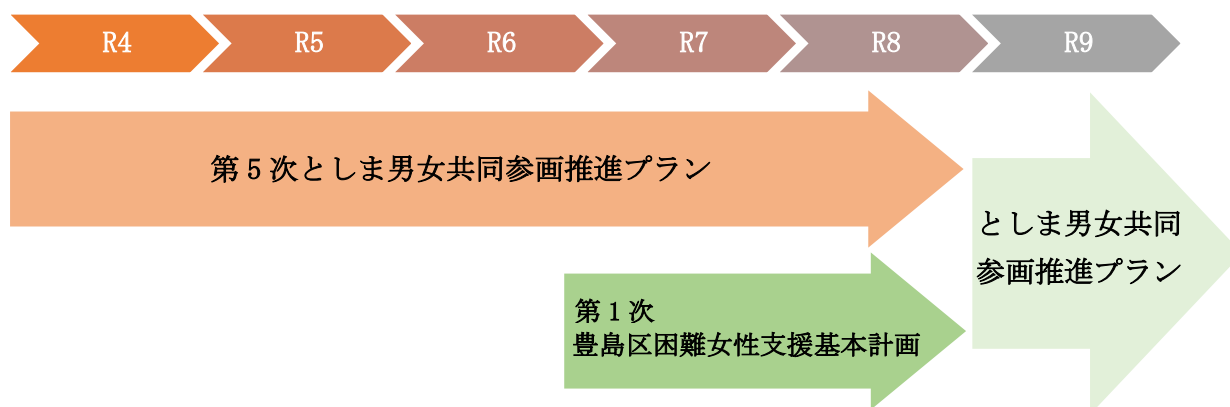
としま男女共同参画推進プランの概要

(1) 目的

- ・ 豊島区男女共同参画推進条例第4条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、豊島区において男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画



令和9年度以降は、「としま男女共同参画推進プラン」と「豊島区困難女性支援基本計画」を一体的に策定する。

(3) 計画の性格

- ・ 区・区民・事業所・民間団体が協働して男女共同参画社会の実現を目指す指針
- ・ 「豊島区基本計画」の分野別計画であり、その他の区の分野別計画とも整合性を図っている

(4) 計画の期間

- ・ 令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5か年計画

(5) としま男女共同参画推進プランに係る検討体制について

- ・ 豊島区男女共同参画推進会議（区長の附属機関）
- ・ 豊島区男女共同参画推進委員会（区の内部会議）
- ・ ワーキンググループ（区の内部会議）